「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺２,５００の１地形図を利用して作成したものである。（承認番号）６都市基交著第７６号」
「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）６都市基街都第１９４号、令和６年 １０月１日」

日の出町都市計画図・日影規制区域図

1：10,000

0　100　500　1000m

※本図の都市計画道路および用途地域の境界はその概略を示すもので、詳細については、東京都都市整備局または日の出町役場に備えてある指定図書をご覧下さい。

令和六年十一月作成

あきる野市

終点　日の出町大字大久野字岩井

市街化調整区域

市街化調整区域

市街化調整区域

秋多都市計画河川第一号平井川

秋多都市計画河川第一号平井川

秋３・５・７　12M

秋３・４・６　18M

秋３・４・14　18M

秋３・４・13　18M

秋３・４・５　18M

秋３・５・４　12M

秋３・５・２　12M

秋３・３・３　22M

秋１・３・１　11M×2＝22M

秋１・３・１　26M

秋３・５・12　14.5M

秋３・４・18

水口　坂本　玉ノ内　大久野　北原　岩井　新井　坊平　萱窪　幸神　羽生　落合　狩宿　中野　塩田　谷戸　足下田　谷ノ入　平井　宮本　三吉野下平井　三吉野上　三吉野清坊　三吉野宿上　三吉野宿　三吉野井戸端　三吉野油田　三吉野桜木　三吉野下原　三吉野末　三吉野大下　西本宿　東本宿　道場

表示	用途地域種別	図中記号	建ぺい率	容積率	高度地区	建築物の高さの最高限度	防火・準防火地域	日影規制 種別	日影規制 対象建築物	日影規制 規制される日影時間 5mをこえ10m以内の範囲における日影時間	日影規制 規制される日影時間 10mをこえる範囲における日影時間	測定水平面（平均地盤面からの高さ）
	第一種低層住居専用地域	一低 40-80 1高-10m	40	80	第１種	10m	無指定	（一）	軒の高さが7mをこえる建築物、又は地上3階以上の建築物	3時間以上	2時間以上	1.5m
		一低 50-100 1高-10m	50	100			準防火					
	第二種低層住居専用地域	二低 50-100 1高-10m	50	100			無指定	（二）		4時間以上	2.5時間以上	
	第一種中高層住居専用地域	一中高 60-200 1 高 準防火	60	200	第１種	———	準防火	（一）	高さが10mをこえる建築物	3時間以上	2時間以上	4m
		一中高 60-200 2 高 準防火	60	200	第２種							
	第二種中高層住居専用地域	二中高 60-150 2 高 準防火	60	150	第２種	———	準防火	（一）	高さが10mをこえる建築物	3時間以上	2時間以上	4m
	第一種住居地域	一住 60-150 2 高 準防火	60	150	第２種	———	準防火	（一）	高さが10mをこえる建築物	4時間以上	2.5時間以上	4m
		一住 60-200 2 高 準防火	60	200								
	商業地域	商 80-200 2 高 防火	80	200	第２種	———	防火	—	———	———	———	———
	準工業地域	準工 60-200 2 高 準防火	60	200	第２種	———	準防火	—	———	———	———	———
	工業地域	工 60-200 2 高 準防火	60	200	第２種	———	準防火	—	———	———	———	———

	用途地域境界
秋３・４・６ 18M	都市計画道路
33m	都市計画河川
	都市計画施設
	土地区画整理事業区域
	地区計画区域
	建築協定区域

一中高 60-200 2 高 準防火
- 用途地域
- 建ぺい率-容積率（%）
- 高度地区-最高高さ（一低・二低）
- 防火・準防火地域

株式会社 ヤチホ 調製

東京都西多摩郡日の出町役場